

条例の点検・見直しシート

条例の題名		政治倫理の確立のための三重県知事の資産等の公開に関する条例	作成年月日	平成24年6月29日
条例番号		平成7年三重県条例第48号	公布日	平成7年12月22日
所管部局課		戦略企画部情報公開課	直近改正日	平成19年7月4日
			電話番号	059-224-2071
条例の概要			条例の類型	委任型
政治倫理の確立のための国会議員の資産等の公開等に関する法律第7条の規定に基づき、知事の資産等の公開に関し必要な事項を定めるものである。				
視点	項目	回答	検討内容	
必要性	条例の目的は、制定後の時間の経過にかかわらず現在でも妥当性を有している。	はい	政治倫理の確立等に資するため、知事の資産等を公開することが必要であることから、条例の目的は、妥当性を有している。	
	条例の対象に対して、今後も公的な関与を行っていく必要が認められる。	はい	政治倫理の確立のための国会議員の資産等の公開等に関する法律第7条の規定に基づき、条例で定めることが必要である。	
	条例に基づく事務・事業で、現在行われていないものはない。	はい	条例に基づき、知事の資産等を公開しており、現在行われていないものはない。	
	規制型の場合、現在の社会情勢の下で過度な規制となっていない。	該当なし		
	条例以外の手段で目的を達成する方法はない（規則、要綱等で規定する余地はない。）。	はい	政治倫理の確立のための国会議員の資産等の公開等に関する法律第7条の規定に基づき、条例で定めることが必要である。	
適法性	根拠法令がある場合、その法令に抵触していない。	はい	政治倫理の確立のための国会議員の資産等の公開等に関する法律第7条	
	憲法、その他の法令等に抵触しているとの評価を受けるおそれはない（近年の判例動向に適合している。）。	はい		
	条例に規定する事務手続と実務上の事務手続との間に食い違いはない。	はい		
有効性	条例の目的と条例に規定する手段との整合が図られている。	はい		
	条例の目的は、県民ビジョン等と整合している。	はい		
	条例の規定の一部であっても、効果を疑問視する評価を受けたことはない。	はい		
	条例の規定の一部であっても、廃止した場合に明らかな支障が認められる。	はい	知事の資産等の公開を行う上で必要な事項が定められており、一部でも廃止した場合に目的が達せられない。	
効率性	条例の目的の実現のために、条例が定める手段は必要であって、廃止すべき規定はない。	はい	知事の資産等の公開を行う上で必要な事項が定められており、一部でも廃止した場合に目的が達せられない。	
	条例の目的の実現のために、条例が定める手段は十分であって、追加すべき規定はない。	はい		
	関係する法令・条例との間において、条例に規定している手段との重複はない。	はい		
公平性	条例の執行に当たって、その効果及びコストの配分は適正である。	はい		
	条例の執行による効果が一部の県民に限られていない。	はい	条例の執行により政治倫理の確立及び民主政治の健全な発達に資することは、全ての県民に効果がある。 県民であれば誰でも条例に基づき作成された資産等報告書等を閲覧することができる。	
	条例の執行に伴うコストの負担が一部の県民に限られていない。	はい		
その他	条例の内容において、県民（団体）、NPO等県以外の主体との連携に配慮している。	該当なし		
	市町等から条文の改正を求める意見を受けていない。	はい		

点検・見直し結果	改正・廃止の必要はない	理 由	特 記 事 項	見直しに関する規定の有無	有効期限に関する規定の有無
		現在の規定は、要件のいずれをも満たし、改正の必要がないと考える。		無	無